

(別添)

2025 年 4 月 16 日

各 位

東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内
MBF アクセラレーション株式会社
代表取締役 藍 健樹

MBF アクセラレーション株式会社によるベースフード株式会社（証券コード：2936）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

MBF アクセラレーション株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ベースフード株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場、証券コード：2936、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 2 月 18 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 4 月 15 日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

MBF アクセラレーション株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号パシフィックセンチュリープレイス丸の内

(2) 対象者の名称

ベースフード株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,690,000 (株)	-	3,690,000 (株)
合計	3,690,000 (株)	-	3,690,000 (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は設定しておりません。本公開買付けに応

じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,690,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注3） 単元未満株式も、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5） 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年2月18日（火曜日）から2025年4月15日（火曜日）まで（39営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は2025年4月30日（水曜日）まで（49営業日）となります。

（6） 買付け等の価格

普通株式1株につき、金688円

2. 買付け等の結果

（1） 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限は定めておりません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,690,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（5,740,857株）が買付予定数の上限（3,690,000株）を超えましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（2） 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年4月16日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,740,857 株	3,690,000 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	5,740,857 株	3,690,000 株
(潜在株券等の数の合計)	(—)	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	180,300 個	(買付け等前における株券等所有割合 34.04%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	36,900 個	(買付け等後における株券等所有割合 6.97%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	180,300 個	(買付け等後における株券等所有割合 34.04%)
対象者の総株主等の議決権の数	529,621 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」については、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としていたため、対象者が2025年1月14日に公表した2025年2月期第3四半期決算短信[日本基準](非連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年11月30日現在の発行済株式総数(54,320,100株)から、対象者決算短信に記載された対象者が所有する同日現在の自己株式数(1,358,000株)を控除した株式数(52,962,100株)に係る議決権の数(529,621個)としております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(5,740,857株)が買付予定数の上限(3,690,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないもの

とし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元（100 株）未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等（本公開買付けに応募した株主をいいます。以下も同様とします。）からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させました。

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は 3,690,000 株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	36,900.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	57,408.57	(B)
あん分比率	0.642761…	(A) / (B)

（6） 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 13 番 14 号

株式会社 DMM.com 証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号 東京日本橋タワー

② 決済の開始日

2025 年 4 月 22 日（火曜日）

③ 決済の方法

（立花証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（株式会社 DMM.com 証券から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール（DMM 株 STANDARD）にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座（公開買付復代理人）へ入金いたします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が 2025 年 2 月 18 日に提出した公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載した内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以上